

不利益処分の処分基準

処 分 名	児童扶養手当不正利得の徴収	
根拠法及び条項	児童扶養手当法第 23 条	
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課	
処 分 基 準	関係条項	なし
	基 準	○第 23 条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 国民年金法第 96 条第 1 項から第 5 項まで、第 97 条及び第 98 条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
	備 考	